

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する
条例の一部を改正する条例案

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例（昭和26年大
阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「86人」を「69人」に改める。

第2条の表を次のように改める。

選挙区	議員数
北 区	3 人
都 島 区	3 人
福 島 区	2 人
此 花 区	2 人
中 央 区	2 人
西 区	2 人
港 区	2 人
大 正 区	2 人
天 王 寺 区	2 人
浪 速 区	2 人
西 淀 川 区	3 人
淀 川 区	4 人
東 淀 川 区	5 人
東 成 区	2 人
生 野 区	3 人
旭 区	2 人
城 東 区	4 人
鶴 見 区	3 人
阿 倍 野 区	3 人
住 之 江 区	3 人
住 吉 区	4 人
東 住 吉 区	3 人
平 野 区	5 人
西 成 区	3 人

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

説 明

市会議員の定数及び各選挙区選出数を変更するため、条例の一部
を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
{ 太字は改正

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例（抄）

第 1 条 本市会議員の定数は86人とする。

69人

第 2 条 各選挙区から選出する議員数は、次のとおりとする。

選挙区	議員数
省	略
港 区	<u>3 人</u> 2 人
大 正 区	<u>3 人</u> 2 人
省	略
淀 川 区	<u>5 人</u> 4 人
東 淀 川 区	<u>6 人</u> 5 人
東 成 区	<u>3 人</u> 2 人
生 野 区	<u>5 人</u> 3 人
旭 区	<u>3 人</u> 2 人
城 東 区	<u>5 人</u> 4 人
省	略
阿 倍 野 区	<u>4 人</u> 3 人
住 之 江 区	<u>4 人</u> 3 人
住 吉 区	<u>5 人</u> 4 人
東 住 吉 区	<u>5 人</u> 3 人
平 野 区	<u>6 人</u> 5 人
西 成 区	<u>5 人</u> 3 人